



平成 30 年 12 月 13 日

各 位

会社名正栄食品工業株式会社
代表者名代表取締役社長 本多市郎
(コード番号8079東証第一部)
問合せ先専務取締役 藤雄博周
(TEL 03-3253-1211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 31 年 1 月 30 日開催予定の第 71 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第35条 (条文省略) ② (条文省略) (新設) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第35条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

3. 日程

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 31 年 1 月 30 日 (水) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日 | 平成 31 年 1 月 30 日 (水) |

以上